

株式会社瀬麗抜教育研究アカデミー

介護員養成研修事業 学則

(開講の目的)

第1条 高齢者及び障害者の増加、多様化するニーズに適切に対応できる介護を提供するため、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようすることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 株式会社瀬麗抜教育研究アカデミー介護職員初任者研修

(研修の課程・方法)

第3条 介護職員初任者研修課程通学方式

(研修カリキュラム)

第4条 別紙「研修カリキュラム」のとおり

(講師氏名)

第5条 講師については、別紙講師一覧のとおり

(研修修了の認定方法)

第6条 茨城県介護員養成研修事業指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了し、「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

(受講資格)

第7条 次の者に受講資格を認める。

訪問介護や在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で全課程に出席できる者

(受講手続)

第8条 受講手続は下記のとおりとする。

- (1) 当協議会指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。
但し、定員に達した時点で申込受付は終了する。
- (2) 受講決定した受講者に、受講決定通知書を送付する。
- (3) 受講通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
但し、途中で辞められても受講料の返還はしない。
- (4) 受講申込時に運転免許証、健康保険証等により本人確認を行う。

(受講料)

第9条 73,700円（税込）（テキスト代別途 7,700円）とする。

(その他)

第13条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で、必要があると認められた場合は、当社がこれをさだめる。
また、この学則は、茨城県知事の許可日より施行する。